

【参考資料 1】 レジャー・レクリエーション・スポーツの三語の概念理解 (三語の概念の大きさの順はL. /R. /S.)

1) レジャーとは、「小さく刻まれてしまった時間ではなく、一つの塊であり、そのなかで、

①労働的生産を目的としない活動に身を委ね、②義務遂行からの自由である状態で、③自己の持つ価値観を喪失することなく心的状態をより良い方向で保ち、継続的向上を担うという諸条件を含む生活様式・生き方（ライフスタイル）に関係することである」といえる。

レジャーは単に生活の一部をなしているに過ぎないという時代ではなく、単なる遊びでもない仕事でもない創造的な活動としての重要な領域である。豊かなライフスタイルの実現には、このレジャーの充実が大きく関連している。言うまでもなく、強制でもない、主体的で、自己啓発的・自己開発的なヴォランティア活動も創造的な活動として、このレジャー(余暇)のなかで実行されている。

レジャーは、決して余った暇などではなく、創り上げる自由裁量時間、意識、活動である。⇐ ⇐ これが余暇化の意味。

●余暇の三機能は、①休養・休息（回復機能）、②気晴らし・娯楽（発散機能）、③自己啓発・自己開発（蓄積機能）

●機能の組み合わせ（カップリング化）と機能の融合（カクテル化） ●余暇能力（Leisurability）と余暇化（Leisurelization）

語源（Leisure）は、ラテン語のレセーレ（身分的側面）とギリシャ語のスコーレ（教育的・学問的側面）からきている。

2) レクリエーションとは、「単なる遊び(Mere Play)から創造的な活動(Creative Activity)までを含む一連の段階的な広がり(Spectrum)の中にあって、①余暇(レジャー)になされ、②自由に選択され、③楽しみ(おもしろさを含む)を主たる目的としてなされる活動(Activity)であり、歓娛(よろこび楽しむこと)の状態(State of Being)をいう。」

具体的には、日々に寄り添う掛け替えのない、とっておきの楽しさ・おもしろさを求めて、豊かな活動、生活、人生を紡ぎ出すもの。日本では、“知られざるレクリエーションの力”があまりにも理解されていない。活動形態には趣味化傾向形態と多角的嗜好形態とがある。また、レクリエーションの段階には、①くつろぎ、②気晴らし、③発達のレクリエーション、④創造的レクリエーションそして⑤感覚超越的レクリエーションの5段階が存在する。これらの5段階に優劣はない。

3) スポーツとは、「本来の仕事から心や体を他に委ねる形態でなされる身体運動(Physical Exercise)と運動競技(Athletic Competition)である。」スポーツの4つの特質〔①非日常性、②競技性、③規則性（客観的側面を有するスポーツを創り上げているルールと主観的側面を有するスポーツを運用するルールとからなる）、④フェアプレイ〕が強まると運動競技化し、弱まると身体運動化する。身体運動化することはトレーニング化することを意味し運動競技化すればレース化、ゲーム化する。スポーツの日常生活化、運動の習慣化が現代社会の大きな課題。

本来の語源(disport)からすれば、例えば、大谷翔平選手は本来の仕事をしているのであってスポーツではなく、プロフェッショナルベースボール(プロ野球)としての仕事である。【参考：“本質論”から“現実論”は、往々にして乖離することが多いが、現実の社会の動きから、本質論に戻れと説いても難しい・・・とすれば、市民のスポーツ活動については、これからの“あるべき論”を説いていくべきである。】

【参考資料 2】

体育とスポーツとの異なり（対照要素）

体 育

- ①身体の教育と身体活動を通しての教育が学校という組織でなされる
《Education of the Physical and Education through the Physical in School System》
- ②カリキュラムとして段階的に対象者に規則的（拘束的）に提供される（学校が主催）
- ③授業においてなされる
- ④公的な有資格者によって指導される
- ⑤教育的側面を常に有する
- ⑥スポーツ活動の中で行われる様々な種目や、レクリエーションとしても行われる活動は、目的達成のための手段
- ⑦法的には教育基本法が基盤となっている
- ⑧対象者は均一的な集団になることが通常の形態
- ⑨対象者は在学中の者に限る
- ⑩展開される場面（施設等）に制限がある

ス ポー ツ

- ①身体的レクリエーションが課外（社会）でなされる《Physical Recreation in Extracurriculum (Society)》
- ②プログラムとして参加者の選択に委ねられる（主催者は多彩）
- ③余暇(レジャー)においてなされる
- ④指導者を必ずしも必要としない
- ⑤必ずしも教育的側面と結びついているとは限らない
- ⑥スポーツあるいはレクリエーションをすることが主たる目的
- ⑦法的には社会教育法、教育基本法、スポーツ基本法が加わる
- ⑧多岐にわたるグループが組織される
- ⑨対象者は広範囲に及ぶ
- ⑩展開される場面（施設等）にあまり制限がない